

京都市告示第212号

平成22年11月4日京都市告示第277号（個人の市民税の寄附金控除の対象として認める市民の福祉の増進に寄与する寄附金）の認定について、一部を次のとおり変更します。

令和3年7月6日

京都市長 門川 大作

控除対象寄附金	法人又は団体の 所在地	使 途	適用区分
社会福祉法人京都市 上京区社会福祉協議 会に対する寄附金	京都市上京区今出川通室町 西入堀出シ町285番地	当該法人の 主たる目的 である業務	平成22年1月1日 以後に支出された寄 附金

(行財政局税務部税制課)